

# 第4期地域福祉活動計画の振り返り（2019年4月～2024年3月）

資料5

	具体的取り組み	取り組み内容	○取り組み内容 □課題
1	おらほの地域福祉づくり事業を軸とした地域づくりの継続	◆事業内容や進行の明確化、区役員等の負担感の軽減	○提出書類の簡素化や、取り組みマニュアルを作成するなど、「わかりやすい事業」を目指した。 □支部の中で、福祉活動に関するテーマを話しあいやすい環境を整えるための支援が必要。
		◆単年度で終わらず、区で取り組みが継承されていくための支援	○支部長に対して前年度の取り組み内容を踏まえ、事業の周知を行ってきた。
		◆区の取り組み（しくみづくり）に対する広報・啓発を支援	○福祉活動に取り組む支部に対して、事業周知のための回覧記事作成を支援したり、必要に応じて住民への説明（組長会等）に参加している。 □役員と住民が一体となって福祉活動について考えられるような支援が必要。
		◆区の規模に合わせ、希望に合わせた補助の見直し	○30,000円画一補助から、10,000円単位へ変更。
2	地域の潜在的なニーズの把握と解決に向けた取り組み	◆潜在的なニーズを抱えると思われる対象者の把握	○市より生活支援コーディネーターを受託し、関係者からの聞き取りや個別の訪問を含めて実態把握に努めた。 □広範囲を対象にした調査も必要であるとともに、把握した実態を福祉活動及び地域につなげていく取り組みも必要。
		◆アンケートでは表出されない潜在的なニーズの聞き取り調査等による把握	
		◆把握したニーズの集約・共有と対応策	
3	地域住民の交通手段を支える仕組みづくり	◆交通手段に焦点を当てた地域の現状・希望に関する調査	○視覚障がい等によって自力及び公共交通機関等での移動が困難な住民に対して、移送サービス事業を実施。 □移動困難者に対する取り組みに対しては、市などと連携した取り組みが必要。
		◆東御市に合った新たな支えあいの移送システムの検討	
		◆福祉有償運送システムの検討	

4	新たな支えあい体制の構築と担い手の育成	◆住民が抱えるニーズを、住民によって充足できる仕組みづくり	○買い物や片付け支援等、個別の課題に対して地域ボランティアをマッチングさせてきた。
		◆ボランティアバンクの啓発・活動の浸透化	□上記を仕組化し、より多くの人が利用できる事業にしていく必要がある。
5	まいさぼ東御を軸とした生活困窮者支援・権利擁護の推進	◆生活就労支援センター（まいさぼ東御）による生活困窮者支援	○コロナ禍では通常の1.5倍～2倍以上の相談を受けて、改善に向けて取り組んだ。困窮者支援を通じて、食料支援の仕組みや就労体験の協力事業所のネットワークづくりなどを行った。また、片付け支援や多頭飼育問題などを抱える世帯を包括的に捉え、本人・地域住民・機関と共に解決に取り組んだ。 □複雑化・困難化する相談に人員体制の強化が必要。
		◆生活の苦しさから学習機会が十分ではない子どもへの学習支援	○マンツーマンの学習とくるme活動による子どもの総合的な支援に取り組んだ。 □必要としている子どもへ支援をつなげる工夫をする。
		◆権利擁護相談のさらなる推進	○日常生活自立支援事業、社協独自の金銭管理・財産保全サービスで権利擁護支援を実施。 □法人後見や身寄りのない人の死後対応など、地域のニーズに即した活動を再検討する。
6	包括的な福祉総合相談体制の整備	◆生活の中の困りごとを抱えた人が相談窓口につながるための支援体制づくり	○居場所「くるme」、「LINE相談」、「就労準備支援事業」、「年末ふるまい鍋」、「なんでも相談会」など、相談がつながるためのアウトリーチの仕組みを作った。 □小学校区・行政区・隣組などの地域から相談がつながる体制整備が必要。